

内燃機関に対する検査内容変更時の押印に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正理由

国土交通省では 2020 年 7 月に閣議決定された規制改革実施計画により、検査に関する申請等に関して、申請書、届出書等に押印を求めない取扱いを実施している。

これに関連して、「船舶検査の方法」の一部改正に関する通達（国海査第 317 号の 2）が 2020 年 12 月に発行され、押印を求めている各様式等について、押印を不要とするよう改められた。

一方、本会規則においても、機関計画検査として、機関継続検査（CMS）、機関計画保全検査（PMS）及び機関状態監視保全検査（CBM）に代えて中間検査及び定期検査の際に開放検査を実施する船舶について、同様に押印を求める規定があった。

このため、「船舶検査の方法」に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

上述の船舶において、中間検査時に行う内燃機関の部分的な開放検査に代えて係留運転を行う際に必要となる資料につき、押印を求める規定を削った。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

9 章 機関計画検査

9.1 機関計画検査

9.1.5 を次のように改める。

9.1.5 定期的な検査*

9.1.2 から 9.1.4 に規定する検査に代えて、1.1.3 に規定する中間検査及び定期検査の時期に、次の(1)及び(2)に規定する検査とすることができる。また、これらの時期以外に手入れ等のため、船主が自主的に機関等について開放した場合は、必要に応じ検査を行う。この場合、1.1.6-6.を準用することができる。

- (1) 中間検査時には、表 B9.2 に掲げる検査を行い、良好な状態であることを確認する。
また、各種二重装置を備える場合は、いずれか一方の検査にとどめて差し支えない。
ただし、製造後 11 年未満の内燃機関にあっては、点検・整備記録、事情聴取等から判断して、検査員が差し支えないと認める場合には、表 B9.2 に掲げる検査に代えて、本会が別に定める効力試験（原則として海上試運転）とすることができる。

((2)は省略)

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B9 機関計画検査

B9.1 機関計画検査

B9.1.5 を次のように改める。

B9.1.5 定期的な検査

規則 **B 編 9.1.5(1)**にいう「本会が別に定める効力試験（原則として海上試運転）」とは、次の**(1)**から**(13)**に掲げる項目について計測を行い、適当であることを確認する海上試運転をいう。ただし、本会が適当と認める場合、計測項目はこの限りではない。なお、入渠前に上記の各項目が事前に計測され、機関長及び船舶所有者又は船長による署名、~~押印~~の上、提出された場合、当該データが適当であることが確認できれば、上記の試験に代えて係留運転として差し支えない。

((1)から(13)は省略)